裁判官林景一の意見は，次のとおりである。

私は，結論として，本件選挙当時，本件定数配分規定は合憲であったとする点で多数意見に同調するものであるが，幾つかの基本的な論点において趣を異にするところがあるので，意見を以下のとおり簡潔に述べておきたい。

1　多数意見は，平成27年改正後の本件定数配分規定について，長年５倍程度であった選挙区間の最大較差が３倍程度に縮小したことと，平成27年改正法附則にある更なる抜本的見直し条項をもって，違憲状態を脱したと評価するが，私は，一人一票の原則及び投票価値の平等原則に照らした場合，一の選挙区の有権者の投票価値が別の選挙区の有権者の投票価値の約３倍に達する状態について，そこまでの評価を明言することにはためらいがあるため，多数意見に完全には与することができない。

もっとも，多数意見が指摘するように，平成27年改正法は，一部の選挙区を合区するというこれまでにない手法を導入して長年５倍前後であった最大較差を３倍程度まで縮小したものであり，附則を含めた同改正法に見られる国会の努力は高く評価されるべきものである。そこで，私は，昭和58年大法廷判決が示した定数配分規定の憲法適合性判断に係る基本枠組みの下，上記のような国会の努力や較差の大幅縮小に向けた意見集約等の困難性等に鑑み，国会において，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていることを認識し得た平成24年大法廷判決の言渡し時から本件選挙までの間にその解消がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとまではいえないと考え，結論として，「本件選挙の当時，本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない」とする多数意見に同調するものである。

2　私が以上の見解に至った背景として，投票価値の平等原則について考えるところを述べておきたい。

⑴　「全国民の代表」を選出するに当たっての一人一票の原則及び投票価値の平等は，投票で民意を決定する民主主義制度の根幹である。憲法には投票価値の平等という言葉自体は明記されていないが，投票価値の平等は，民主主義と平等原則から直接導かれる憲法上当然の原則である。国際的な視点からも，我が国が昭和54年に批准し，法律よりも優位にあると解される市民的及び政治的権利に関する国際規約（いわゆるＢ規約）では，全ての市民の権利として「普通かつ平等の選挙権」が定められ，平等の原則は普通選挙と対をなす重要な原則とされていることがうかがえる。また，例えば，これまで選挙区間の最大較差が比較的大きかった英国でも，未施行ながら，「2011年議会投票制度及び選挙区法」において，下院選挙に関し，原則として各選挙区の有権者数は全国の選挙区平均有権者数の95％以上105％以下でなければならないとされている（すなわち，最大約1.1倍の較差しか認められていない。）。このように，投票価値の平等の追求は，民主主義の国際標準であり，国際的潮流であるといってよい。

⑵　平等原則の下，最大較差３倍程度で合憲といえないとした場合，どの程度まで較差を縮小すればよいのか，という問題提起があろう。原理としては，一人一票の原則といわれることからも，最大較差がなるべく1.0倍に近くなければならないということになるが，これは理想型であり，選挙区選挙という制度を選択する場合，実際問題として，厳密な１対１という較差を実現するのは困難であるし，そのために過度に人工的な区割りをすることが適当とも思われない。しかし，一般的には，一人二票というべき事態となることは原則として許容できないといえると考える。

3　次に，多数意見が，参議院における都道府県単位の選挙制度自体は，参議院に独自性を与える観点から国会の合理的裁量の範囲内であるとの趣旨を改めて指摘している点に関連し，平成27年改正法附則の中で，選挙制度の見直し作業が「参議院の在り方を踏まえて」行うものとされていることもあり，以下の付言をしておきたい。

確かに，憲法は二院制を定めており，その趣旨を踏まえて，参議院に独自性を持たせるという観点から，都道府県を選挙区の単位とすることにも一定の合理性はある。よって，平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決が参議院議員の選挙区について都道府県を単位とすることは憲法上の要請ではないとしたからといって，引き続き都道府県を単位として用いること自体が不合理であるとしたものではないとの多数意見の指摘にも異論はない。しかしながら，このような単位を用いることは憲法上の要請ではないのであるから，憲法の基本原理としては，参議院議員が衆議院議員と同様，憲法43条にいう「全国民の代表」として選出されるものである以上，選挙区割りが都道府県単位を基本とする場合にも，全国民の間の投票価値の平等という憲法上の原則と調和する，すなわちこの原則を大きく損なわないようなものでなければならない（あるいはプロセスとして考えれば，より投票価値の平等を追求する方向に向かうものでなければならない）と考える。

4　私は，今回結論において多数意見と同調するに当たり，以上のように，若干の論点においてニュアンスを異にするものであるが，同時に，国会が，引き続き，投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ，平成31年通常選挙に向けて，現状で事足れりとすることなく，法律をもって約束した抜本的な見直しのための更なる検討を通じて，近年の較差縮小のプロセスが継続されることを期待するものであり，その点については多数意見と軌を一にするものと考えている。

裁判官鬼丸かおるの反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見とは異なり，本件定数配分規定は憲法に違反するものであり，それに基づき施行された本件選挙も違法であると考える。

1　憲法は，参議院議員の選挙においても，衆議院議員の選挙と同様に，国民の投票価値につき，できる限り１対１に近い平等を基本的に保障していると考える。その理由については，平成26年大法廷判決において私の反対意見１，２に述べたところであるから，それを引用する。参議院は衆議院と等しく国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する機関であることが憲法上予定されているのであり，参議院議員の選挙区選挙であることが，投票価値の１対１に近い平等から遠ざかってよいことの理由にはなり得るものではない。

2　ところで，本件選挙に先立ち公職選挙法の一部改正が行われ，４県２合区を含む10増10減案が可決成立し，本件選挙はこの改正法の下で実施された。その結果，選挙時の投票価値の最大較差は3.08倍に縮小した。参議院議員選挙区選挙で初めて一部合区がされ，投票価値の最大較差が大幅に縮小されたことからすれば，投票価値に関する国会の努力の方向性は正しいと評することができよう。

3　しかしながら，本件選挙における投票価値の最大較差の3.08倍という数値自体からは，投票価値の平等を実現したとはいい難い。

さらに，以下のとおりの事情を総合考慮すると，本件定数配分規定は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったというべきであると考える。

⑴　都道府県は政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得るものであるし，また平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決は，都道府県を選挙区の単位とすることを一切認めないと解すべきではないと考える。

しかし，都道府県数とその人口数を議員改選数と対比すると，参議院議員選挙区選挙が憲法の半数改選の要請に応じて各選挙区の定数を偶数とする仕組みを採った上で，本件定数配分規定のように大部分の都道府県を選挙区の単位として残存するという制度を維持しながら１対１に近い平等の投票価値を目指すことは，既に不可能というべき状況に達していたことは明白である。国会は，この事実を認識した上で，平成24年改正法に平成28年に施行される通常選挙に向けて，選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い，結論を得るものとする旨の附則を定めたものと解される。

⑵　一方，投票価値の平等は，国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであることは，当審の累次の判断に示されているところである。したがって，国会が選挙制度や定数配分規定を改正するに当たって，憲法上保障されている選挙人の投票価値の平等を実現できないこととなるときは，そのような結果を導く政策目的ないし理由が，国会が正当に考慮でき，かつ，投票価値の平等の要請との関連において調和のとれたものであることを要する。

そこで，本件定数配分規定が約３倍となる投票価値の較差を生じさせていることにつき，いかなる政策目的ないし理由が存在したのか，投票価値の平等が国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において調和的に実現されたものであるかを検討したい。

⑶　国会は，本件定数配分規定に基づいて本件選挙を施行すると投票価値の最大較差が約３倍となることについて，その政策目的や理由を明示的に表明してはいない。しかし，過去の参議院地方選出議員の時代から前回の参議院選挙区選出議員の時期まで一貫して都道府県が選挙区の単位となってきた事実，本件選挙に当たって合区された県は隣接県も人口少数のため隣接県との合区が実現した４県のみであり，次いで議員１人当たりの